

愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画〈概要版〉

新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的環境をもたらすことが懸念されています。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

愛荘町では、平成21年の新型インフルエンザの流行を踏まえ、平成21年5月に「愛荘町新型インフルエンザ行動計画」を策定し、対応してきました。

平成25年4月、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられたことから、政府行動計画、滋賀県行動計画との整合性を確保しつつ、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に向けて、「愛荘町新型インフルエンザ行動計画」を廃止し、「愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

この行動計画に基づき、国・滋賀県・近隣市町・医療機関と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進します。

1 対策の目的および基本的取組、留意点

(1) 目的および基本的な取組

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。
- 町民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法上の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

人口 約21,400人(令和3年4月1日)
発症率 25%が発症 発症者数 約5,300人
医療受診者数 約2,140人～約4,110人
入院患者数(上限) 約328人《重度》 約86人《中等度》
死亡者数(上限) 約106人《重度》 約28人《中等度》
1日あたり最大入院患者数 約66人《重度》 約16人《中等度》

3 対策推進のための役割分担

- (1) 町…住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援
新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。
- (2) 国…地方公共団体および指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。新型インフルエンザ等の発生時には、政府政策本部において基本的対処方針を決定する。
- (3) 県…特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確に判断する。県内に緊急事態宣言が発出さ

れたときは、国や町と連携し、必要に応じて緊急事態措置を適切に講じるとともに広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行う。

- (4) 医療機関…新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制の確保のため、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、発生時においても医療提供を確保するため、診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を進める。
- (5) 指定地方公共機関…新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、対策を実施する。
- (6) 登録事業者…新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供または町民生活および町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者である。
新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- (7) 一般の事業者…新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する。
- (8) 町民…新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時とるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、外出自粛など感染拡大を抑えるための対策を実施する。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮する。

4 対策の主要6項目

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) まん延防止に関する措置
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民の生活および経済の安定の確保

5 発生段階

各段階における対策については、県行動計画と同様「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期（県内未発生期）」、「県内発生早期・町内発生期」、「県内感染期・町内感染期」、「小康期」の6つの段階に分類し、各段階に応じた対策を主要6項目ごとに定める。